

## 滋賀県事業継続支援金(第4期)募集要項

### 【申請受付期間】

令和 4年3月16日 ～ 令和 4年 7月中旬  
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

### 【申請書類の提出方法】

◆受付方法は、オンラインのみです。◆

- ※ 申請は、1団体当たり、1回限り(第4期)とします。
- ※ 滋賀県事業継続支援金(第1期・第2期・第3期)との併給は可能

■人格のない社団等いわゆる「みなし法人」については、以下の内容にご注意のうえ、申請用紙を事務局あて郵送してください。(オンラインでの申請はできません。)

- ※ 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- ※ 簡易書留で郵送ください。(普通郵便での郵送はご遠慮ください。)
- ※ 裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参での受付はしておりませんので、ご注意ください。
- ※ 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。

(宛先)

↓切り取ってお使いいただけます。

〒525 - 0025  
滋賀県草津市西渋川1-1-3 リバティールハウス草津 2階  
滋賀県事業継続支援事業事務局(第4期) 宛

<「滋賀県事業継続支援金」申請書類在中>

### 【問合せ先】

滋賀県事業継続支援金コールセンター  
(電話) 0570-200-575  
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)  
Email : shiga-keizokushien001@bsec.jp

## 第1 支援金の概要

### 1 目的

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた県内中小企業者等を対象として、事業継続のための支援を行う。

### 2 補助額

中小企業者等：一律 20 万円
個人事業主：一律 10 万円
※ 1 事業者あたり一回の申請とする。

※ おひとりの個人事業主が複数事業を営んでいる場合も、申請は1回となります。

## 第2 申請要件

### 1 支給対象事業者

下記のアからイのいずれかの要件に当てはまる方

ア 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方。

イ 収益事業を行う人格のない社団等（法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等。いわゆる「みなし法人」）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月の同月比で30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する方。

### 2 給付要件

(1) 本支援金の給付を受けた後も事業の継続および立て直しをする意思があり、事業の継続および立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと。

(2) 県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がなく、納付状況について県税事務所に問い合わせることについて同意すること。また、滞納がある場合、本支援金の申請が拒否されても異議を申し立てないこと。

※県税に滞納がある場合、申請前に最寄りの県税事務所等にて納付または納税猶予等の対応が必要です。

(3) 給付申請兼請求書および添付書類に記載した内容に偽りがなく、また本支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて原本と相違がないこと。

(4) 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還すること。

(5) 本支援金の交付にあたり滋賀県事業継続支援事業事務局（長）が必要と認める書類の提出を求めら

れた場合には速やかに提出すること。

(6) 本支援金について、県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況および申請情報を、各市町に提供することについて同意すること。

(7) 滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）第 4 条第 2 項各号に該当しないこと。

### 第 3 申請手続き等

#### 1 本支援金の申請受付期間および申請受付方法

##### (1) 申請受付期間

令和 4 年 3 月 16 日 ～ 令和 4 年 7 月中旬まで

##### (2) 申請受付方法

申請方法はオンライン申請にて受け付けます。（郵送での受付は行っておりません。）

##### ・オンライン申請

オンライン申請については下記のサイトで申請可能です。

オンライン申請サイト（URL）<https://shiga-keizokushien.com/>

##### ・郵送申請（人格のない社団等のみ）

人格のない社団等の場合は、提出書類を次の宛先に郵送してください。（オンラインでの申請はできません。）

なお、必ず簡易書留で郵送ください。

（宛先）〒525 - 0025

滋賀県草津市西渋川 1 - 1 - 3 リバティールハウス草津 2 階  
滋賀県事業継続支援事業事務局(第 4 期) 宛

※ 表面には「滋賀県事業継続支援金」申請書類在中

裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

## 2 提出書類

<事業復活支援金を受給している事業者>

事項種別	取得事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業者名（法人名または個人事業主名）</li> <li>・申請事業者所在地</li> <li>・代表者情報（役職・氏名）</li> <li>・担当者氏名</li> <li>・連絡先（電話番号・メールアドレス）</li> <li>・法人番号（法人の場合）</li> <li>・屋号（個人事業主の場合）</li> <li>・業種</li> <li>・支援金給付申請額</li> <li>・振込先口座情報</li> <li>・誓約事項</li> <li>・役員情報（法人の場合）</li> <li>・資本金</li> <li>・従業員数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・国から「事業復活支援金」が給付されたことを示すもの。（通知書等）</li> <li>・役員名簿</li> <li>・振込口座の写し</li> <li>・県内に事業所等があることを証するもの等</li> </ul>

<人格のない社団等の場合>

事項種別	取得事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業者名（団体名）</li> <li>・申請事業者所在地</li> <li>・代表者情報（役職・氏名）</li> <li>・役員情報</li> <li>・資本金</li> <li>・従業員数</li> <li>・担当者氏名</li> <li>・連絡先（電話番号・メールアドレス）</li> <li>・法人番号</li> <li>・業種</li> <li>・支援金給付申請額</li> <li>・振込先口座情報</li> <li>・誓約事項</li> <li>・売上30%以上減であることを確認するための比較月および対象月ならびにそれぞれの売上額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を証する書類（定款等）</li> <li>・確定申告書別表一</li> <li>・売上帳簿</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・県内に事業所等があることを証するもの等</li> </ul>

※上記以外に、その他の書類の提出を求める場合があります。

### 3 本支援金に関する問合せ先

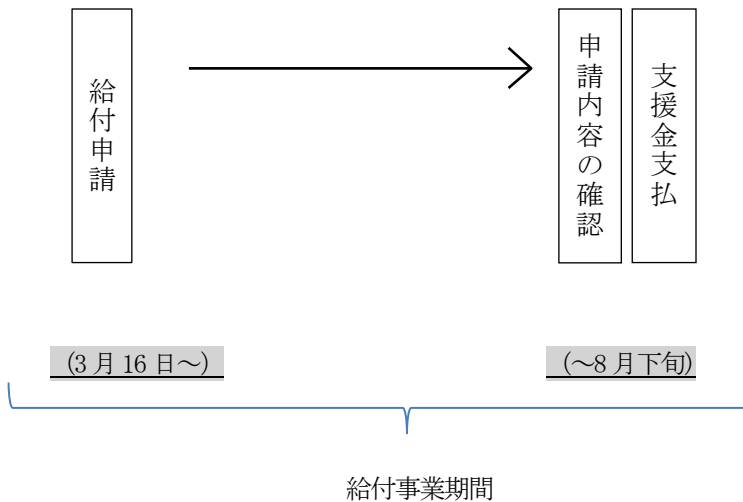
本支援金の申請等に関する疑問や手続に対応するため、次の相談窓口を開設しています。  
また、よくあるお問い合わせをQ&Aとしてまとめておりますので是非ご参照ください。

- ・滋賀県事業継続支援金コールセンター  
(電話) 0570-200-575  
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)  
Email : shiga-keizokushien001@bsec.jp
- ・滋賀県事業継続支援金Q&A (URL)  
[https://shiga-keizokushien.com/assets/file/4th\\_faq.pdf](https://shiga-keizokushien.com/assets/file/4th_faq.pdf)

## 第4 給付期間

支援金の給付期間は、令和4年4月上旬から令和4年8月下旬を予定しています。

○スケジュール (予定)



(参考：中小企業者の要件)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。

#### <支給対象外について>

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外となります。

- ・暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等
- ・滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当する事業者
- ・県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者
- ・事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、営業外収益によって得られた収入のみの事業者

等

# 事業者の皆様へのお願い

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた

### 「もしサポ滋賀」の活用について

滋賀県では、感染拡大防止対策として、LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」を用いた、イベント参加者等の記録および情報配信のシステム「もしサポ滋賀」を導入し、令和2年6月10日から利用申請受付を開始しております。

このシステムは、施設やイベントごとに個別のQRコードを発行し、施設を訪れた方やイベントの参加者が、スマートフォンを使ってQRコードを読みとることで、「誰が」「いつ」「どこ（場所）」を利用したかをシステムに記録するという仕組みです。

本システムの活用により、陽性患者の行動履歴により判明した施設等の不特定多数の利用者に対し速やかに情報を提供し、濃厚接触者の情報を収集することで、クラスタの拡大防止を図ることを目的としています。

つきましては、各事業者（施設管理者、イベント主催者）において本システムの導入を検討いただきますようお願いいたします。

なお、QRコードの発行方法や利用方法等は、県のホームページに詳しくご説明しておりますので、ご参照ください。合わせて利用チラシイメージを別添いたしますので、ご活用ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312529.html>

今後とも、感染拡大防止対策にご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

もしサポ滋賀チラシ	宣言書 1	宣言書 2
